

○消費税法の一部を改正する法律（平成３年法律第73号）の施行に伴う身体障害者用物品
の非課税扱いについて

（平成３年９月２６日社更第 199 号・児障第 29 号・児母衛第 32 号各都道府県知事・各指
定都市あて厚生省社会局更生・児童家庭局障害福祉・母子衛生課長連名通知）

改正	平成４年３月31日	社更第73号・児障第 8 号・児母衛第11号
改正	平成５年３月31日	社援更第113号・児障第17号・児母衛第11号
改正	平成６年３月31日	社援更第102号・児障第16号・児母衛第13号
改正	平成７年７月28日	社援更第189号・児障第39号
改正	平成８年３月28日	社援更第86号・児障第18号
改正	平成９年３月31日	障企第137号
改正	平成10年３月30日	障企第26号
改正	平成11年４月 1 日	障企第28号
改正	平成12年４月14日	障企第12号
改正	平成13年３月30日	障企発第13号
改正	平成15年３月26日	障企発第0326006号
改正	平成16年４月 1 日	障企発第0401002号
改正	平成17年４月 1 日	障企発第0401002号
改正	平成18年３月31日	障企発第0331001号
改正	平成19年３月30日	障企発第0330002号
改正	平成20年３月31日	障企発第0331001号
改正	平成22年３月31日	障企発0331第 4 号
改正	平成23年３月31日	障企発0331第 1 号
改正	平成24年３月30日	障企発0330第 1 号
改正	平成25年３月29日	障企発0329第 1 号
改正	平成26年３月31日	障企発0331第 1 号
改正	平成27年３月30日	障企発0330第 1 号
改正	平成29年３月31日	障企発0331第 3 号
改正	平成30年３月23日	障企発0323第122号
改正	令和 2 年３月31日	障企発0331第 2 号
改正	令和 4 年３月31日	障企発0331第 1 号
改正	令和 5 年３月31日	障企発0331第 1 号
改正	令和 6 年３月29日	障企発0329第 4 号・こ支障第100号
改正	令和 7 年３月31日	障企発0331第 2 号・こ支障第74号

今般、消費税法の一部を改正する法律（平成３年法律第73号）が本年５月15日に、関係政省令、告示が６月 7 日及び 9 月26日に、それぞれ交付され、10月 1 日から施行されることとなった。

今回の改正により、一定の身体障害者用物品が非課税とされることになったが、その具体的内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体、関係事業者等に周知徹底を図るとともに必要な指導を行い、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第1 共通的事項

1 改正の概要

身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として内閣総理大臣及び厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定したものに係る譲渡、貸付け、製作の請負及び一定の物品に係る一定の修理が非課税となるものであること。

2 一般的注意事項

- (1) 非課税対象となるのは、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき内閣総理大臣及び厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理（平成3年厚生省告示第130号。以下、「告示」という。）に該当する物品（当該物品と一体として譲渡等がなされる一定の付属品を含む。）であって、部品、付属品のみの単体の譲渡等は、非課税対象とはならないものであること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく補装具費支給制度及び日常生活用具給付等事業の対象物品とは必ずしも一致しないものであり、これらの制度の対象となっていない物品であっても、非課税対象となるものもあること。
- (3) 障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度及び日常生活用具給付等事業の対象物品のみならず、一般購入した場合であっても非課税となるものであって、非課税措置を受けるに当たっては、購入時に身体障害者手帳を提示するなどの手続きは不要であること。
- (4) 資産の譲渡等の時期は、原則として実際に物品の引渡しがあった時点であること。

第2 対象物品の具体的範囲（改造自動車に係るものを除く。）

非課税対象となる身体障害者用物品は、告示に示されたとおりであるが、その具体的内容及び留意事項は以下のとおりである。

1 義肢

2 装具

- (1) 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下、「補装具告示」という。）の別表の1の(3)及び(4)に定めるものに限られるものであること。
- (2) 採寸等を行う者は、製作業者本人に限られず、医師等が行うものも含まれること。
- (3) 非課税扱いとするためには、医師が作成する処方箋又は個別に採寸等を行った記録を保管しておく必要があること。

3 姿勢保持装置

機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、安定した座位、立位、臥位等の保持を可能にする機能を有するものであること。

3の2 車載用姿勢保持装置

機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、乗車中の姿勢の保持を可能にする機能を有する車載用の装置であること。

4 視覚障害者安全つえ

5 義眼

6 眼鏡

- (1) 弱視眼鏡及び遮光眼鏡に限られ、色めがね、矯正眼鏡及びコンタクトレンズは含まれないこと。
- (2) 弱視眼鏡とは、弱視者が医師の処方により使用するもので、対物レンズ及び接眼レンズからなる掛け眼鏡式又は焦点調整式の単眼鏡をいうものであること。
- (3) 遮光眼鏡とは、網膜色素変性症、白子症、先天無虹彩症及び錐体杆体ジストロフィー等により羞明感がある者が医師の処方により使用するもので、可視光のうちの一部の透過を抑制し、分光透過率曲線が公表されているものであること。
- (4) レンズ及び枠が一体となった構造を有するものであること。

7 点字器

8 補聴器

補装具告示の別表の1の(8)のその他の表の補聴器の項に掲げるものに限られるものであること。

9 人工喉頭

10 車椅子

- (1) 介助用の手押し型車椅子も含まれるものであること。
- (2) シャワーチェア等の屋内用のキャスター付きの椅子は該当しないものであること。

11 電動車椅子

12 歩行器

補装具告示の別表の1の(8)のその他の表の歩行器の項に掲げるものに限られるものであること。

13 頭部保護帽

- (1) ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる機能を有するものであって、スポンジ及び革又はプラスチックを主材料にして製作され、歩行が困難な者の頭部を保護することのみを目的とするものに限られるものであること。
- (2) 採寸等を行う者は、製作者本人に限られず、医師等が行うものも含まれること。
- (3) 非課税扱いとするためには、医師が作成する処方箋又は個別に採寸等を行った記録を保管しておく必要があること。

14 装着式収尿器

15 ストマ用装具

16 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ及び多脚つえに限られ、それ以外のつえは、該当しないものであること。

17 起立保持具

足首、膝関節、大腿等をベルト等により固定することにより、起立困難な児童の起立を補助する機能を有するものであること。

18及び19 削除

20 排便補助具

- (1) 身体に障害を有する児童の排便を補助するものであって、パッド等を装着することにより、又は背もたれ及び肘掛けを有する椅子状のものであることに

より、座位を保持しつつ、排便をすることを可能にする機能を有するもので、移動可能なものに限られるものであること。

(2) 据付式のものは含まれないこと。

(3) 便座の内孔の左右の最大径の幅が15cm以下のものに限られるものであること。

21 視覚障害者用ポータブルレコーダー

音声により操作ボタン及び操作方法に関する案内を行う機能を有し、かつ、D A I S Y方式による録音又は再生が可能な機能を有する製品であって、告示別表に掲げるものに限られるものであること。

22 視覚障害者用時計

腕時計又は懐中時計であって、文字盤に点字等があり、文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するものに限られるものであること。

23 削除

24 点字タイプライター

点字の6点に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するものであること。

25 視覚障害者用電卓

入力結果及び計算結果を音声により伝える機能を有するものであること。

26 視覚障害者用体温計

検温結果を、音声により伝える機能を有するものであること。

27 視覚障害者用秤

家庭用上皿秤であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、計測結果を音声により伝える機能を有するもの又は文字盤に点字等があり、文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するものであること。

28 点字図書

(1) 点字で説明等が施されている凸図表を含むものであること。

(2) 図書には、パンフレット等も含むものであること。

(3) 消費税法別表第2第12号に規定する教科用図書は含まれないものであること。

28の2 視覚障害者用体重計

計測結果を音声により伝える機能を有するもの又は文字盤に点字等があり、静止させた文字盤及び針に直接触れることができる構造を有するものであること。

28の3 視覚障害者用読書器

視力に障害を有する者の読書等を容易にする製品であって、文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、告示別表に掲げるものに限られるものであること。

28の4 歩行時間延長信号機用小型送信機

電波を利用して、符号を送り、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である時間を延長することができるものであること。

28の5 点字ディスプレイ

文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示す機能を有するものであること。

28の6 視覚障害者用活字文書読上げ装置

視力に障害を有する者の情報の入手を容易にする製品であって、文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して

出力する機能を有するものであること。

28の7 視覚障害者用音声 I C タグレコーダー

視力に障害を有する者の物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、I C タグその他の集積回路とアンテナを内蔵する物品の持つ識別情報を無線により読み取り、当該識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもので、告示別表に掲げるものに限られるものであること。

28の8 視覚障害者用音声方位磁石

視力に障害を有する者の方角に関する情報の入手を容易にすることのみを目的とする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、触覚や音声信号により情報を確認できる機能を有するものに限られるものであること。

28の9 視覚障害者用音声色彩識別装置

視力に障害を有する者の色に関する情報の入手を容易にすることのみを目的とする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、触覚や音声信号により情報を確認できる機能を有するものに限られるものであること。

28の10 視覚障害者用携帯型歩行支援装置

視力に障害を有する者の歩行に必要な情報の入手を容易にする製品であって、音声、振動等の視覚情報以外の方法のみにより情報を確認できる機能を有し、人工衛星を利用した情報通信ネットワーク等を通じて地図情報 及び位置情報を受信する機能又は超音波を利用して障害物を検知する機能を有するものに限られるものであること。

28の11 視覚障害者用携帯型日本銀行券種類識別装置

視力に障害を有する者の日本銀行券の種類の識別を容易にすることのみを目的とする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、触覚や音声信号により情報を確認できる機能を有するものに限られるものであること。

29 聴覚障害者用屋内信号装置

- (1) 音声等による信号を感知し、光や振動に変換して、伝達する機能を有する持ち運び可能な器具であって、告示別表に掲げる製品に限られるものであること。
- (2) 非課税対象となるのは、聴覚障害者用屋内信号装置として一体で譲渡等されるシステム又は単体で装置としての機能を有するものであって、システムの構成部品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。

29の2 聴覚障害者用情報受信装置

字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信する製品であって、告示別表に掲げるものに限られるものであること。

30 特殊寝台

身体に障害を有する者が家庭において使用する寝台であって、身体に障害を有する者の頭部及び脚部の傾斜角度が調整できる機能を有するもので、次に掲げる条件の全てを満たすものに限られるものであること。

イ 本体の側板の外縁と側板の外縁との幅が100cm以下のものであること。

ロ サイドレールが取り付けられているもの又は取り付け可能なものであること。

ハ キャスターを装着していないもの又はキャスターを装着している折畳み式のものであって折畳み時にのみキャスターが接地するものであること。

31 特殊尿器

排尿を感知し、尿を自動的に吸入する機能を有するものに限られるものであること。

32 体位変換器

空気パッドにロッドを差し込んだものを身体の下に挿入することにより、又は身体の下にあらかじめ空気パッドを挿入し膨らませることにより、身体に障害を有する者の体位を容易に変換できる機能を有するものであること。

33 重度障害者用意思伝達装置

- (1) 両上下肢の機能を全廃し、かつ、言語機能を喪失した者のまばたき等の残存機能による反応を、センサーにより感知して、ディスプレイ等に表示すること等により、その者の意思を伝達する機能を有する製品であって、告示別表に掲げるものに限られるものであること。
- (2) 非課税対象となるのは、重度障害者用意思伝達装置として一体で譲渡等されるシステムであって、システムの構成品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。

33の2 携帯用会話補助装置

- (1) 発声、発語に著しい障害を有する者の意思を音声又は文字に変換して伝達する機能を有する製品であって、告示別表に掲げるものに限られるものであること。
- (2) 非課税対象となるのは、携帯用会話補助装置として一体で譲渡等されるシステムであって、システム構成品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。

33の3 移動用リフト

- (1) 床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり具でつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の寝台と車椅子との間等の移動を補助する機能を有するものであること。
- (2) 「寝台と車椅子との間等の移動を補助する機能」とは、寝台、浴槽、自動車又は車椅子等の製品間において、身体が一方の製品から他方の製品へ移動することを補助する機能をいう。

34 透析液加温器

透析液を41度を上限として加温し、一定の温度に保つ機能を有するものであって、持ち運び可能なものであること。

35 福祉電話器

- (1) 音声を振動により骨に伝える機能、上肢機能に障害を有する者が足等を使用して利用できる機能、又は聴覚障害者が筆談できる機能等を有する特殊な電話器であって、告示別表に掲げる製品に限られるものであること。
- (2) 上肢機能に障害を有する者が足等を使用して利用できる機能を有する電話器にあつては、足等で操作するための機器と一体で譲渡等される場合のみ、非課税対象となるものであること。

36 視覚障害者用ワードプロセッサ

- (1) 点字方式により入力する機能、入力結果が音声により確認できる機能、入力結果が点字変換される機能、又は入力結果が点字で印字される機能を有する製品であって、告示別表に掲げるものに限られるものであること。
- (2) 非課税対象となるのは、入力、入力内容の確認及びその保存機能を有する単体又はシステム（一体として取引される点字プリンタ等を含む。）であること。
なお、点字プリンタ、点字キーボード等のシステムの構成品単体の譲渡等は非課税対象にはならないものであること。

第3 修理の範囲（改造自動車に係るものを除く）

- 1 非課税対象となる修理の範囲は、告示第1項第1号から第20号までに掲げるものに係る修理に限られるものであること。
- 2 障害者総合支援法に基づき、支給等の対象となるものであっても、以下に掲げるものは、非課税対象となる修理に該当しないものであること。
 - （1） 断端袋の交換
 - （2） 視覚障害者安全つえのマグネット付き石突交換
 - （3） 眼鏡の枠交換（遮光用及び弱視用に係るものを除く。）、レンズ交換（遮光用レンズ及び遮光矯正用レンズに係るものを除く。）、
 - （4） 補聴器の重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レーザー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換、イヤホン交換
 - （5） 車椅子のクッション（カバー付き）、背クッション、枕（レディメイド）、テーブル、杖たて、栄養パック取付用ガードル架、点滴ポール、日よけ、雨よけ、スポークカバー、リフレクタの交換（オーダーメイドで製作されたものを除く。）、
 - （6） 電動車椅子の延長スイッチ交換、バッテリー交換（リチウムイオン電池、ニッケル水素電池）、外部充電器交換、ジョイスティックノブの交換、スイッチゴム交換
 - （7） 歩行補助つえの凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換
- 3 支給等の対象とならないものについても、2（1）から（7）に準じた取扱いになるので留意すること。
- 4 修理用部品の譲渡等は非課税扱いにはならないものであること。

第4 その他

改造自動車に係る消費税の非課税措置については、平成3年9月20日社更第196号社会局更生課長通知「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）の施行に伴う改造自動車の非課税扱いについて」を参照されたい。